



就業における男女共同参画の促進

就業における男女平等を推進することは、女性が経済的のみならず、精神的に自立する上でも極めて重要です。

近年、女性が社会のあらゆる分野に進出し、雇用の場においても活躍する女性が増えています。また、少子・高齢化が進展する中で、若年労働力を補完する労働力としても、女性の就業への期待が高まっています。

しかし、女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法の改正などにより徐々に改善されてきてはいますが、未だなお、様々な面で男女間格差が存在しています。

また、近年、パートタイム労働や派遣労働に就業する女性が増えています。低賃金や不安定な身分などの問題を抱えています。

このような中で、就業における男女共同参画を促進するためには、雇用の場における女性の権利の確立など労働環境の整備とともに、女性の職業意識の向上や職業能力の開発を図ることが必要です。

一方、商工自営業や農業、漁業に従事する女性は、これまでその働きが十分評価されず、報酬などの面においても曖昧な状況に置かれてきました。これらに従事する女性に対しても、固定的な性別役割分業意識を見直し、労働と生活との調和を図っていくことが必要です。



第3章 計画の内容

推進の方向 1 雇用の場における男女平等の環境づくり

雇用の場における男女平等は、男女雇用機会均等法や労働基準法などの改正により、着実に前進しつつあります。

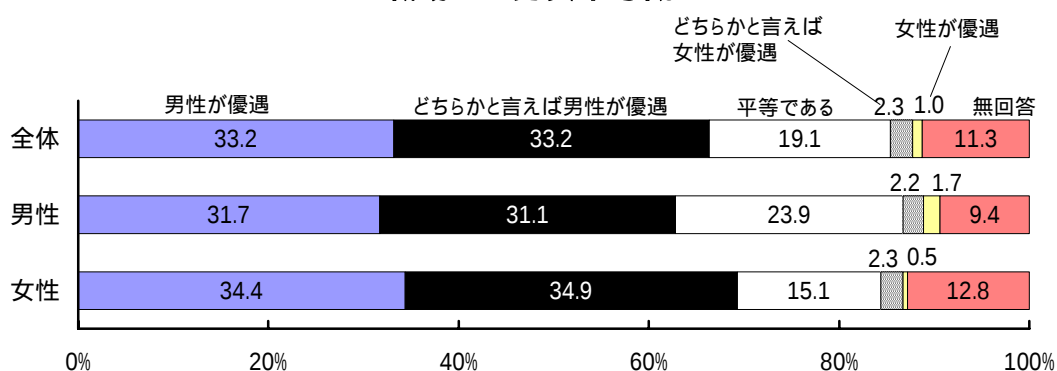
しかし現在でも、採用をはじめ、賃金や配置、昇進などの待遇面において依然として男女間の格差が存在しています。

「市民意識調査」においても、「職場における男女の地位は平等である」と答えた人は全体の19.1%に過ぎず、女性の69.3%が「男性が優遇されている」と答えています。

雇用の場における実質的な男女平等を実現するため、国や北海道、各種経済団体などと連携を図りながら、雇用主や労働者へ関係法律や制度の趣旨の周知・啓発に努めます。

また、市役所においても、性別役割分業の点検・見直しなど、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

職場での男女平等観



注) 石狩市「男女平等に関する市民意識調査」(平成15年度)

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 雇用の場における男女平等の環境づくり 関係機関と連携しながら、法の趣旨が正しく理解され、性別役割分業が改められるよう、その周知・啓発に努めます。	○ 男女雇用機会均等法等の普及のための啓発活動の推進（関係機関との連携） ・ 講演会等の開催（再掲） ・ 育児、介護休業制度の周知・啓発 ・ 求人開拓員による各種制度の周知・啓発 ・ 啓発パンフレットの配布 ・ 啓発資料等の貸出し（再掲） ○ セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発 ・ 講演会の開催（再掲） ・ 講座の開催（再掲） ・ 啓発パンフレットの配布（再掲） ○ 男女平等推進企業の奨励 ・ 表彰制度の検討 ○ 市役所における男女が働きやすい環境づくり ・ ジェンダー、人権の尊重に立った管理職、一般職員研修会の実施 ・ セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発 ・ 職場内における性別役割分業の見直し ・ 特定事業主行動計画の推進	経 済 部 〃 〃 〃 図 書 館 企 画 財 政 部 経 済 部 〃 〃 経 済 部 総 務 部 〃 各 部 総 務 部



第3章 計画の内容

推進の方向2 多様な働き方における労働環境の整備

近年、「正職員として働く場が少ない」、「仕事と家庭の両立が図りやすい」などの理由から、パートタイム労働や派遣労働に就労する女性が増えています。

また最近では、情報・通信技術の発達により、在宅ワークやテレワークといった就業形態が生まれ、女性起業家が増えるなど、これまでの雇われて働くといった形態にとらわれない多様な働き方が可能となっています。

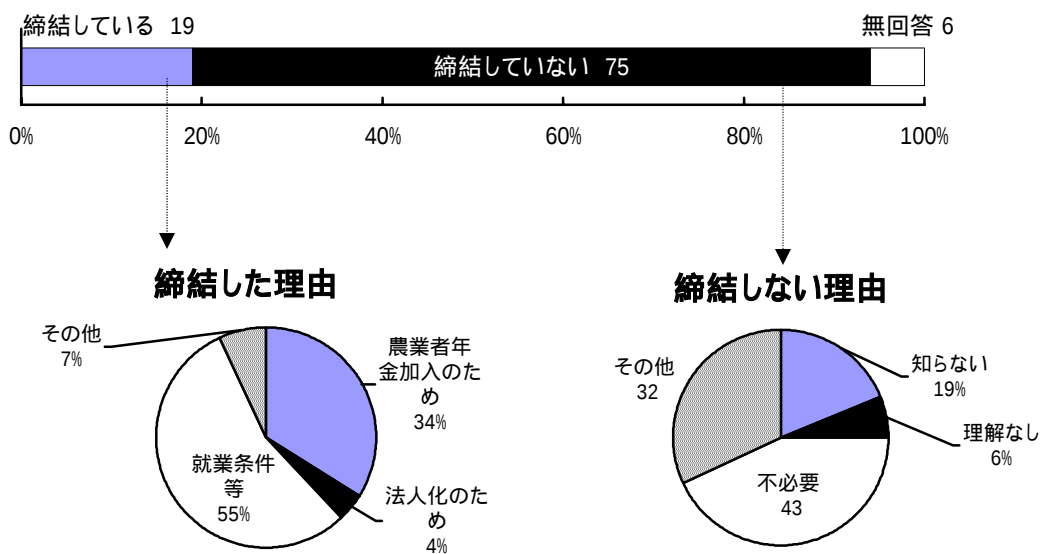
しかし、こうした就業形態の多様化は、女性の就業機会を拡大する一方で、待遇や安全・衛生など労働環境面での課題を抱えており、女性が十分その能力を発揮できる環境を整備することが求められています。

そのため、関係機関と連携しながら、雇用主や労働者への関係法律や制度の趣旨の周知・啓発に努めるなど、労働環境の整備を促進します。

また、商工自営業や農業、漁業に従事する女性は大きな役割を果たしているのにもかかわらず、必ずしもその労働が正当に評価されているとは言えません。

北海道が平成15年度に実施した「女性農業者の役割発揮に関するアンケート調査」によると、労働報酬や経営・作業分担などを定めた「家族経営協定」を「締結していない」と答えた女性は75.0%、このうち、「知らない」と回答している女性が19.0%で、43.0%の女性が「必要ない」と答えています。そのため、関係機関と連携をしながら、家族経営協定の趣旨の普及と男女共同参画に向けた学習機会を提供し、共同経営者としてのパートナーシップの確立に努めます。

家族経営協定締結の有無



注) 北海道「女性農業者の役割発揮に関するアンケート調査」(平成15年度)

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) パートタイム労働者や家族従事者等の労働環境の整備促進 （関係機関と連携しながら、法の趣旨の周知・啓発を行うとともに、家族従事者の労働状況の実態把握に努めます。）	○ パートタイム労働法等の周知・啓発（関係機関との連携） ・ 講座等の開催（再掲） ・ 啓発パンフレットの配布（再掲） ○ 家族従事者の労働状況の実態把握 ○ 家族従事者への社会保障制度（年金、健康保険）の周知・啓発（関係機関との連携）	経 済 部 〃 〃 〃
(2) 農漁業に従事する女性への支援 （関係機関と連携しながら実態把握を行うとともに、研修等を通じて共同経営や労働者として女性の地位の向上に努めます。）	○ 農漁業従事女性の労働状況の実態把握（関係機関との連携） ○ 経営への共同参画の促進（関係機関との連携） ・ 講座等の開催（再掲） ・ 研修会への参加促進 ・ 啓発パンフレットの配布（再掲） ○ 農漁業従事女性の交流の推進 ○ 方針決定の場への女性の登用促進 ○ グリーンサポーター事業の推進 ○ 農産物加工グループの活動支援 ○ 女性農業者組織の強化	経 済 部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃



第3章 計画の内容

推進の方向3 女性の就業機会の拡大

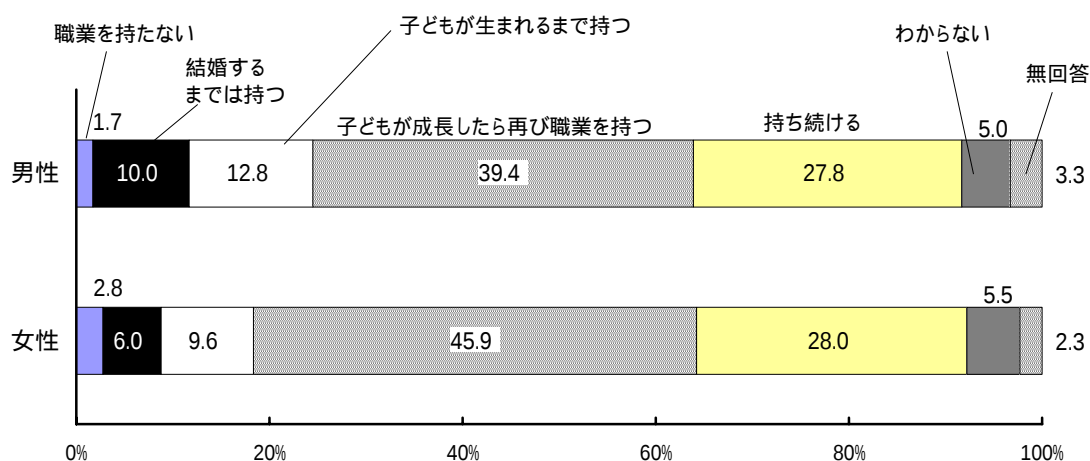
女性の就労への期待が高まる中で、女性の就業意識の向上と職業能力の開発が求められています。

近年、働き続ける女性は着実に増加してきていますが、男性に比べると未だ勤続年数は短く、結婚や出産で仕事を中途退職する女性が多く見られます。

しかし、「市民意識調査」によると、女性が働くことについて、「出産・育児期間は一時退職して、子供が成長した職業を持った方が良い」と考えている人が、男性で 39.4%、女性で 45.9%となっており、多くの女性が再就職を希望しています。

このような中で、女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携を図りながら雇用主への男女雇用機会均等法等の趣旨の周知・啓発や、就労意欲のある女性や再就職を希望する女性に対する能力開発のための研修機会や就職情報の提供のほか、起業化支援にも努めます。

女性の就業について



注) 石狩市「男女平等に関する市民意識調査」(平成 15 年度)

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 女性の就業への支援 （関係機関と連携を図りながら、能力開発支援や情報提供の充実に努めます。	○ 職業意識の向上や能力開発のための講座等の開催（関係機関との連携） ○ 就業に関する情報の提供（関係機関との連携） ○ 職業紹介事業の実施 ○ 再雇用制度の周知・啓発 ○ 入札参加における優遇制度の検討	経 済 部 生涯学習部 経 済 部 " " 会 計 室
(2) 女性の起業化への支援 （事業を起こそうとする女性に対し、情報の提供や相談、各種助成支援に努めます。	○ 起業化への助成支援 ・ 起業化セミナー受講助成支援 ・ N P O に関する学習・情報の提供 ○ 助成、融資制度の周知 ○ 相談体制の充実 ○ 新たな生活産業の創出・支援	経 済 部 企画財政部 経 済 部 " 地域活力政策室